

自然災害発生時における業務継続計画

法人名 NPO法人喜里

事業名 障害者就労継続支援B型 ワークスペース喜福
生活介護 ワークスペース喜福

代表者 理事長 藤井美智代

管理者 藤井美智代

所在地 滋賀県東近江市五個荘小幡町322-5

電話 0748-26-2407

1. 総論

1-(1)基本方針

本計画は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順などを示すことにより、

- ①利用者の安全確保
- ②サービスの継続
- ③職員の安全確保

以上を可能にすることを目的として作成する。

1-(2)推進体制

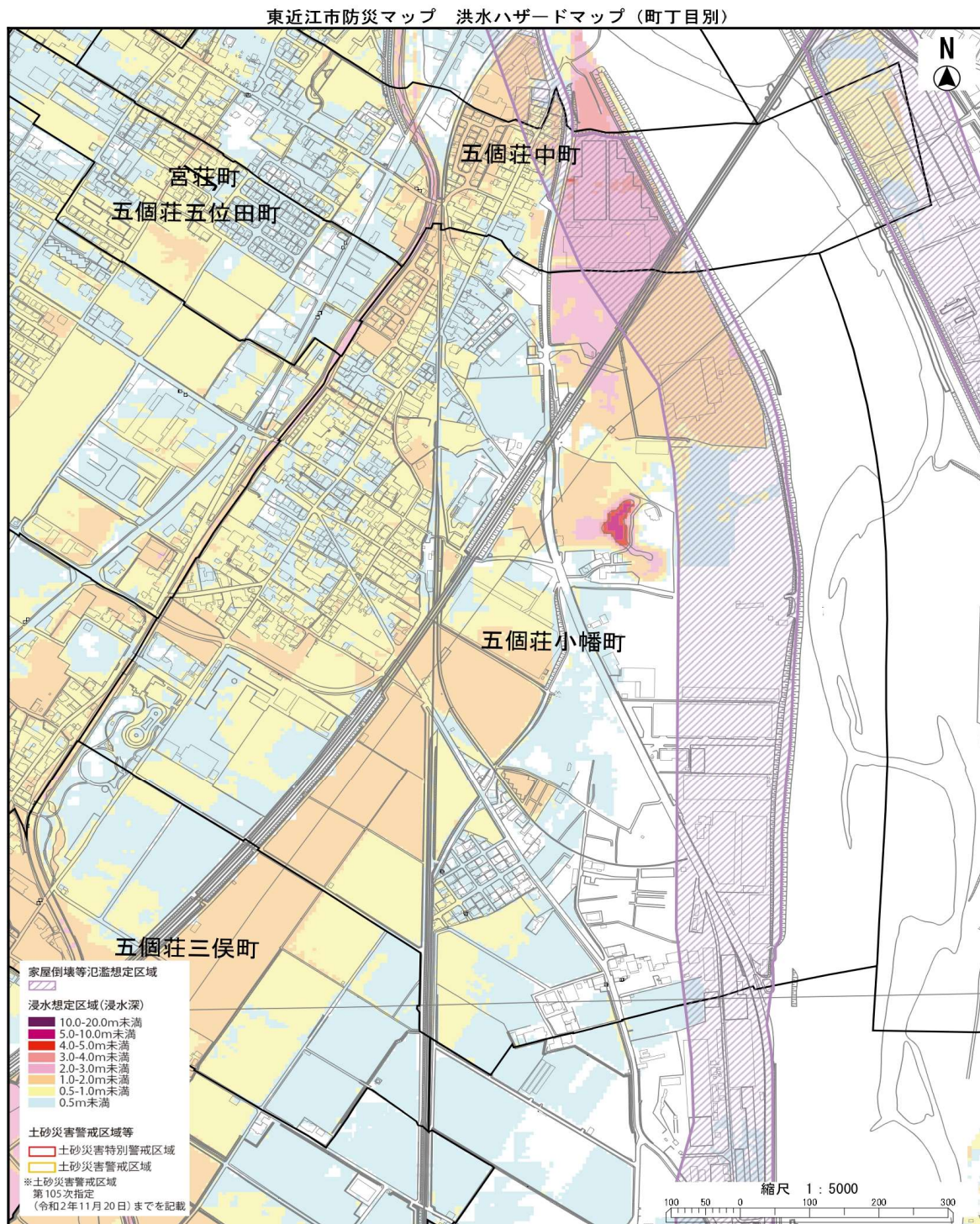
平常時の災害対策の推進体制

- ア 各部の責任者をもって構成する「災害対策委員会」を設置する。
- イ 委員会は、下記の業務を行う。
 - ① 災害対策委員会は、BCPの策定及び職員への研修計画の実施状況の把握並びにBCPの見直しを行うため、定期的に会議を開催する。
 - ② BCPに関する職員への研修・訓練を必要に応じて実施する。

担当者名（職名）		
所長	対策本部長	対策本部組織の総括 緊急対応に関する意思決定
法人事務局長	事務局長	対策本部長のサポート 対策本部の運営実務の統括 関係各部署への指示
生活介護主任 B型主任	事務局メンバー	事務局長のサポート 関係各部署との窓口

1-(3) リスクの把握

① ハザードマップ



- ・許可を受けることなく、二次的に利用することを禁止します。
- ・愛知川、日野川及び琵琶湖の洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域を含む。)並びに地先の安全度マップ最大浸水深図(滋賀県 令和2年3月)を重ね合わせ、各地点における最大の浸水深を示しています。
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、第105次指定(滋賀県 令和2年11月20日)までを示しています。
- ・本マップは、防災マップ(令和3年5月)を補助する資料として拡大版を作成したものであり、水防法に基づくハザードマップではありません。
- ・令和3年3月時点で東近江市が作成した最新の地形図を使用しています。

②被災想定

【自治体公表の被災想定】

3 想定する被害のイメージ

防災アセスメント調査を参考にした最大の被害を重ね合わせた被害のイメージは、表2-3のとおり。

表2-3 本計画で想定する被害のイメージ

項目	想定する被害状況（復旧予想）
震度	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6強の地域は、市域のほぼ中央を縦断している。 ・震度6強の地域を除くとほとんどの地域が震度6弱となり、震度6弱以上の揺れは市域の約97%を占める。
建物被害・火災	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎が使用不能となるような被害は発生しないが、キャビネット及びロッカーの転倒や書籍等の散乱により、片付け等に4時間程度要すると仮定する。 ・市内全域に建物被害が発生し、震度6弱以上の地域を中心に1,840棟の建物が全壊し、6,631棟の建物が半壊すると想定する。 ・震度6弱以上の地域を中心に建物火災が16件発生すると想定する。
交通機能支障	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊建物やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により、震度6弱以上の地域では交通支障が発生すると想定する。 ・橋梁、盛土、切土、斜面の被害による交通支障が発生すると想定する。 ・国道、県道では、発災後直ちに交通規制が実施され、主要道路は2時間後を目途に道路の応急復旧が開始され、迂回路の設定が行われるものと想定する。 <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR琵琶湖線、近江鉄道で複数箇所の被害発生を想定する。なお、1時間後を目途に被害箇所の調査が開始され、点検作業ののち、1日目に復旧するものと仮定する。
ライフライン支障	<p>【電力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全体で29,812世帯が停電すると想定する。 ・2時間後を目途に復旧作業が開始され、全ての復旧に7日かかると仮定する。 ・非常用発電がある本庁舎、水道事務所、愛東支所、湖東支所、能登川支所、蒲生支所、政所出張所は一定の期間、非常用電源が使用できる。 <p>【電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全体で5,902世帯が通話不能になると想定する。 ・2時間後を目途に復旧作業が開始され、市内全域の復旧にかかる日数は最大7日と仮定する。 ・1日後に電話回線が復旧し、電力の復旧とともに拠点施設間の外線・内線通話が復旧するものと仮定する。 <p>【上水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全体で32,923世帯が断水すると想定する。 ・市内全域の復旧にかかる日数は最大30日と仮定する。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の延長比率は10%と仮定する。 ・市内全域の復旧にかかる年数は最大5年と仮定する。
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・7,147人の避難者が発生し、44箇所程度の指定避難所を開設するものと仮定する。

【自施設で想定される影響】

電気 復旧に最大7日

飲料水 復旧に最大30日

生活用水 復旧に最大30日 下水は最大5年

ガス プロパンガス 点検後使用可 震度5強以上で安全装置が作動⇒復旧ボタン

1-(4) 優先業務の選定

<優先する事業>

安全が確保できるまですべての事業を休止する。

自宅や居住場所等で過ごせなくなった利用者及び職員の安全確保

<当座休止する事業>

- (1) 障害者就労継続支援B型 生活介護
- (2) 日中一時支援事業
- (3) その他 法人独自事業（交流・相談等）

1-(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

- ・ 下記に掲げる「緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。
- ・ 年2回実施が求められている避難訓練にあわせて、年1回は職員研修を実施する。
 - * 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

②BCPの検証・見直し

- ・ 業務継続計画（BCPは、年1回実施する研修（訓練）実施後に、災害対策委員会で協議し、見直しを行う。
- ・ 見直しした業務継続計画（BCP）は、所長の決裁を経て、職員に周知する。
- ・ 法人事務局は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について、意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

2. 平常時の対応

2- (1) 建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱）		新耐震基準で設計建築（2023年2月新築）
建物（壁）		新耐震基準で設計建築（2023年2月新築）

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
作業棚（180 cm以上）	転倒防止突っ張り棒	
消火器など	消火器などの設備点検	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③水害対策

対象	対応策	備考
外壁ひび割れ、欠損、不備我がないか	毎月1回の安全点検	
暴風による危険性の確認	毎月1回の安全点検	
外壁留め金具に錆や緩みはないか	毎月1回の安全点検	
屋根材の確認	不備を察知した場合、業者に依頼	

2- (2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：パソコン	ポータブルバッテリー ・ ソーラーパネル
照明器具	懐中電灯 4本常備

2- (3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	寝袋 使い捨てカイロ 灯油ストーブ常備
調理器具	カセットコンロ カセットボンベ常備

2- (4) 水道が止まった場合の対策

①飲料水

- 利用者 13 人（1 日平均利用者数）＋職員 5 人（1 日平均勤務者数）× 3 L × 3 日分
18 人× 9L＝約 1 6 2L

2 L ペットボトル 8 1 本（3 日分× 18 人）程度備蓄

②生活用水

- 生活用水を使用しなくてもよいような対応を準備する。
- トイレについては簡易トイレ備蓄
- 食器については使い捨て食器を備蓄
- ウエットティッシュを備蓄

2- (5) 通信が麻痺した場合の対策

- 法人所有携帯電話 1 台（LINE 可）
- 法人所有パソコン 2 台（メール可）
- 職員全員の携帯電話 各 1 台（全員 LINE 可）
- ソーラーモバイルバッテリー

2- (6) システムが停止した場合の対策

- ①データ類の喪失に備えて最新データについて、外部記憶装置に月 1 回はバックアップを取る。
- ②持ち出す重要書類は下記の通り。
利用者個人記録（緊急連絡先・服薬記録）

2-(7) 衛生面(トイレ等)の対策

① トイレ対策

- ・簡易トイレ(非常用トイレ)
- ・電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置する。
現在のトイレが破損していない場合はトイレに簡易トイレを設置
破損している場合は安全な場所にパーテーションを置いて、男性用女性用別々に簡易トイレを設置
- ・生理用品を備蓄する。

② 汚物対策

- ・排泄物などは、ビニール袋に入れて密閉し、人の出入りのない空間へ移動
衛生面に留意して隔離し一時的に保管しておく。

2-(8) 必要品の備蓄

定期的リストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
飲料水 2 瓶	80本	押し入れ	
米	20kg	カフェ厨房	
塩	1 kg	カフェ厨房	
インスタント味噌汁	30食	カフェ厨房	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
応急手当セット		職員室	
ウェットティッシュ	10	押し入れ	
生理用ナプキン	3	押し入れ	
マスク	10箱	押し入れ	
非常用トイレ	300	押し入れ	
紙コップ	100	押し入れ	

紙食器（皿・お椀）	200	押し入れ	
サララップ	10	押し入れ	

*利用者の処方薬については、最寄りの病院および東近江市災害支援本部に連絡し手配する。

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ポリ袋	10袋	押し入れ	
電池	20	職員室・事務室	
懐中電灯	4	職員室・事務室	
使い捨てカイロ	3箱	押し入れ	
ブルーシート	5	倉庫	
寝袋	15	倉庫	
ポータブル電源	1	押し入れ	
ソーラーパネル	1	押し入れ	

2-(9) 資金手当て

1. 火災保険加入 損保ジャパン
2. 手元資金 金庫に保管

3. 緊急時の対応

3-(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

東近江市周辺において、震度6強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、所長が必要と判断した場合、所長の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

- ・東近江市周辺に避難勧告が発令された場合

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
所長	法人事務局長	B型主任 生活介護主任

3-(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ①利用者及び職員の安全確保
- ②二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③地域との連携、関係機関との連携
- ④情報発信

平常時 ⇒ 日常点検 訓練／見直し 情報収集 情報共有

直後 ⇒ 命を守る行動（安全確保 避難）

当日 ⇒ 二次災害対応（避難場所の確保）

体制確保後 ⇒ 生活困難者の支援（最低限のサービス）
順次事業再開

体制回復後 ⇒ 通常営業

完全復旧後 ⇒ 評価 反省 見直し 備蓄品補充 等

3-(3) 対応体制

総括責任・指揮 所長

情報⇒行政との連絡 情報入手 利用者家族への連絡 職員への情報共有 活動記録

消火⇒地震発生直後 火元の点検 ガス漏れ有無確認 発火の際には消火に努める

応急物資⇒食料 飲料水の確保 配布

安全誘導⇒利用者安全確認 施設破損確認 利用者誘導 家族への引き継ぎ

救護⇒負傷者救出 応急手当 病院への搬送

地域連携⇒地域と協働した救護活動 ボランティアの受け入れ

その場に勤務する職員に所長が役割を指示

所長不在の場合 法人事務局長

法人事務局長も不在の場合 主任

3-(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
作業場	多目的室	

3- (5) 安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】

開所時間内は各グループ主任が点呼により確認。所長に報告。

開所時間外に震災が発生した場合は、電話及びライン（連絡が付かない近距離の利用者は訪問）で利用者の安否確認を行う。その際、相談支援事業所、相談支援専門員とも連携をする。

安否確認シートに利用者の容態や状況を記録する。（別紙）

【医療機関への搬送方法】

近隣総合 神崎中央病院 0748-48-5555

能登川病院 0748-42-1333

近隣医院 やまぐち内科クリニック（石塚） 0748-43-2300

小串医院（山本） 0748-48-2053

古道医院（宮荘） 0748-48-6233

各医療機関の電話番号は法人の携帯電話に登録しておく。

【利用者 定期薬・処方薬の確保】

近隣病院に問い合わせる

東近江市災害対策本部に連絡をする。

総務部防災危機管理課 電話: 0748-24-5617

②職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認と同様に点呼を行い、所長が確認。

【自宅等】

自宅で被災した場合、施設に地震の安否を報告する。

報告事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否。

3- (6) 職員の参集基準

- ・開所時間内に震度 5 以上の揺れが発生した場合、出勤していない職員は事業所に連絡を取り、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。
- ・自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は参集しなくて良い。

3- (7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	B型：作業場 生活介護：多目的室	
避難方法	その場にとどまるように指示 他の部屋にいる利用者については、安全に留意しながら誘導する。 平時に避難場所を周知徹底しておく。	

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	施設駐車場	五個荘中学校
避難方法	<ul style="list-style-type: none">・避難時は、靴をはく。・安全に留意しながら利用者の誘導を行う。・車や落下物に注意する。・事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。・車いすの人は、極力複数で補佐する。・応急手当セットを持ち出す（主任）	

3- (8) 重要業務の継続

- ・利用者の安全確保
- ・自宅や居住場所に帰れる利用者は送迎車で送る。
- ・施設にとどまらざるを得ない利用者の対応

経過目安	発生後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日
職員数	出勤率 75 %	出勤率 50 %	出勤率 50 %
	6 名	4 名	4 名
在庫量	90 %	70%	20 %
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電 断水
重要業務の基準	食事中心、その他は減少・休止 自宅への連絡 自宅への帰宅支援	減少・休止 自宅に戻れない利用者の対応のみ	減少・休止 自宅に戻れない利用者の対応のみ
食事の回数	減少	朝・昼・夕	朝・昼・夕
食事支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援
入浴支援	一部清拭	一部清拭	一部清拭
排泄支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援

3- (9) 職員の管理(ケア)

①休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
稀少難病の会おおみ	静養室

②勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

- ・施設内にとどまる利用者の人数によって職員体制を調整。
- ・夜間対応が必要な場合も想定して交替制勤務を組む。
例) 朝～夜対応 8時～20時30分
夜～朝対応 20時～8時30分
- ・状況が落ち着いてくればできるだけ速やかに通常勤務に戻す。
- ・家庭事情(子育て・介護等)や健康上の理由で長時間の出勤が難しい職員は可能な範囲で出勤。

3- (10) 復旧対応

①破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート>

対象状況（いずれかに○）対応事項/特記事項建物・設備

躯体被害 重大／軽微／問題なし
不通水道 利用可能／利用不可
電話通話 可能／通話不可
インターネット 利用可能／利用不可

建物・設備

ガラス 破損・飛散／破損なし
棚・ロッカー 転倒あり／転倒なし
天井 落下あり／被害なし
床面 破損あり／被害なし
壁面 破損あり／被害なし
照明 破損・落下あり／被害なし

②業者連絡先

業者名	連絡先	業務内容
時豊建設	0748-46-5633	修繕箇所の相談 修繕依頼 対応業者への連絡調整
関西電力八日市営業所	080-0777-8810	
東近江市水道課	0748-22-2061、0748-22-2062	
大丸エナウィン	0749-42-2484	プロパンガス
シェア電気	0120-91-9211	太陽光発電 ソーラーシステム

③情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

情報発信が必要な場合は法人事務局で協議、合意を得て管理者より行う。
発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーに配慮する。

4. 地域・他機関との連携

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
まつおファミリークリニック	0748-32-3255	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
五個荘中学校	0748-48-2451	広域避難場所
五個荘地区まちづくり協議会 五個荘コミュニティセンター	0748-48-7303	広域避難場所
五個荘地区社会福祉協議会	0748-48-4750	ボランティア要請

5. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

高さが180センチ以上の備品については突っ張り棒などで転倒防止策を講じる。

施設の安全点検を月1回は必ず実施する。

利用者個人リスト

【災害が予想される場合の対応】

大雨や暴風など、天気予報で事前に危険が予測される場合は、所長の判断により閉所とする。尚、すでに利用者が通所していて、その後に危険が予測される場合は、その時点で閉所として送迎を行う。

【災害発生時の対応】

利用者が施設にいる時間帯に地震によって被災した場合、個々の家庭事情や居住地域の被害状況を考慮し、居住地の安全が確認できれば自宅及び居住場所に送り届ける。

自宅及び居住場所が危険と判断した場合は、施設及び、施設近隣広域避難場所に避難をする。

*本計画は2024年3月1日より実施する。